

世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会

第4回議事録

世 田 谷 区

第4回世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会 議事録

- [事務局] 総務部庁舎計画担当課
- [日時] 平成28年6月4日(土) 13:30～16:32
- [場所] 世田谷区役所第2庁舎4階区議会大会議室
- [出席者] **【学識経験者】**
牛山久仁彦、卯月盛夫、大佛俊泰、小林光、齋藤啓子、高谷時彦
- 【区民】**
池谷暁、岩橋正治、岩淵義信、多晴子、勝守朋子、官尾宣佳、黒木実、
小杉雅代、佐藤孝一、三田千代子、山崎節彌、山崎廣美
(以上18名)
- [会議公開可否] 公開
- [傍聴者] 9名
- [次第] 1 開会
2 議事
(1) 本庁舎等の配置と形状(高さ等)について

(2) その他
3 閉会

卯月委員長 それでは、第4回「世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会」をこれより開会いたします。本日もどうぞよろしく願いいたします。

牛山委員は遅れて到着、阿部委員はご欠席、佐藤委員も遅れていらっしゃるのではないかと思います。

それでは、まず初めに事務局より、配付資料の確認をお願いいたします。

秋山庁舎計画担当課長 まず、お手元「第4回 世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会次第」をつけさせてございます。本日開会の後、「2 議事」ということで、本庁舎等の配置と形状（高さ）について、本日ご議論をいただくものでございます。

本日の資料でございます。1枚おめくりください。「第4回世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会 資料一覧」というものをつけてございます。資料1～6まで、参考資料ということで1～4、冊子が2つにその他ということで阿部委員からの意見ということで記載させていただいております。今回、この資料を一つ一つご確認いただくとともに、若干後ほど説明する資料を除いて簡単なご説明をさせていただきながらご確認をいただければと思います。

まず資料1「区議会地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会（5月27日開催）における主な意見」でございます。

先日の区議会地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会におきまして、本検討委員会の第3回の議論をご報告した際に、特別委員会に所属している委員から出た主な意見でございます。意見の主な内容といたしまして、建設のコストの他に、集約することで減ずることもあり、トータルでコストを出すべきである。具体的な配置や形状は設計者に委ねるべきである。事業手法については幅広く検討委員会の中で議論してほしい。熊本地震のこともあり、竣工が本当に10年先で良いのか。本庁舎の整備そのものを区民が理解することが大切であり、区民のわかりやすいまとめにすべきである等の数多くのご議論をいただきました。

資料2「第3回本庁舎等整備基本構想検討委員会傍聴者意見書まとめ」でございます。

前回傍聴されていましたが7名の方から意見をいただいております。内容につきましてはご確認をいただき、今後の議論の参考にしていただければと思います。

資料3、A3の縦のペーパーでございます。「主な事務移管、地域行政の推進と職員数の推移」ということで、こちらについては後ほど時間をとらせていただきましてご説明をさせていただきます。

資料4「災害対策における本庁・支所・出張所（まちづくりセンター）の関係」及び資料4（別紙1）「災害対策本部機能における広場空間について」でございます。こちらのほうは区の災害対策における資料でございます。後ほど別途お時間をとらせていただきまして、ご説明をさせていただきます。

資料5「配置と形状（高さ等）に関する基本的な考え方」でございます。

資料5（別紙1）ということで「区役所本庁舎等の機能相互関連イメージ」があるかと思ひます。

資料5（別紙2）といたしまして「区役所周辺状況イメージ」。

資料5（別紙3）「区役所敷地中央の道路について」でございます。

本日の議題の中心な資料となるものでございます。後ほどご説明をさせていただければと思ひます。

資料6でございます。「配置イメージ図について」ということでご用意させていただいております。

おめくりいただきまして、その後、配置の案ということでイメージ図ということで6枚ついてございます。皆様のちょうど真ん中にござひます、この6枚にちょうど対応した形でそちらの模型も今回はご用意をさせていただいているということでありまひす。

こちらの6枚の一番最後になりますA3の横表、資料6（別紙1）でございます。「配置イメージごとの想定改築条件比較」というものがござひます。こちらの資料6につきましても、本日の議論の中心となる資料でございます。後ほどご説明をさせていただければと思ひます。

次に、参考資料でございます。

いずれも前回のご議論を受けて今回ご用意をさせていただいたものでござひます。

まず、参考資料1「世田谷区民会館に関する意見概要」及び参考資料2「世田谷区民会館ホール利用状況」につきましては、世田谷区民会館に関する資料でございます。区民会館につきましては、区民自治の推進から、多様な区民活動に対応できるものとしております。現在は全区的な会館機能と世田谷地域の区民ホールの機能、両方の位置づけの中でさまざまな区民活動等で使用してござひます。そのような中で音楽や演劇等でも使用しているものでござひます。

参考資料1ですが、そういうような形で区民会館を使用させていただいている区民からご意見をいただいたものでござひます。ざっと見ていただければわかるとおり、やはりバリアフリーへの対応、練習場所、いわゆるバックヤード、こちらのほうに関する充実の声を多くいただいております。

また参考資料2でございますが、前回、800人以上の利用の内容をお出しした際に、800人未満の利用の内容も示してほしいとのことでござひましたので、今回ご用意をさせていただきまひました。講演や発表会、区主催や共催等、多種多様な活動で使用されていることがわかるかと思ひます。

参考資料3「職員数と人口の比較」でございます。前回、規模の議論の際に、区の本庁舎での職員数を他自治体と比べる際に、職員一人当たりの人口というものが一つの目安になるのではないかとということで、今回ご用意をさせていただきました。世田谷区はこちらの表の真ん中辺に世田谷がござひます。一番右側を見ていただければと思ひます。常勤職員の数ではござひますが、職員一人当たりの人口は172.55人というようになりまして、23

区の中でも職員一人当たりの人口は多いほうでございます。そちらのほうが確認できるかと思えます。

参考資料4「庁有車現況」でございます。前回、規模の際に駐車場の規模についてもお示しをさせていただいたところです。そのバックグラウンドの資料といたしまして、今回ご用意をさせていただきました。

いわゆる庁有車というのは真ん中辺、小計というところがございまして、112台でございます。運転手は委託を含めまして8名でありまして、特定の用途の際に使用する車のときに運転をしております。他の庁有車は当然ながら職員のほうが運転をいたしまして、地域でのイベントや会議、また日常の区施設の点検に使用をしております。また、その他に駐車スペースといたしまして、身障者の職員の方もいらっしゃいますので、その方たち用の駐車スペース。各支所からは荷物の搬送や会議の出席のために来ますので、そのための駐車スペース。また、当然業者等も来ますので、その荷さばきスペース等がありますので、それらのほうを一覧にしたものでございます。

次に、緑色の冊子があるかと思えます。「平成27年度建築ガイド」ということでございます。こちらは建物等を建てる際にさまざまな法令が関係してきます。それらを一冊にまとめたのがこちらの冊子でございます。今回、ご議論をいただく際に、当然法律、東京都の条例、当然ながら、世田谷区でもさまざまな条例をつくっておりますので、その条例にどういった形で遵守をしていくかという部分も一つ議論になりますので、こちらをつけさせていただきました。ただ、この間、読めることではありませんので、中に1枚、その要旨ということで入れさせていただいておりますので、こちらのほうを見ていただければと思います。

最後に、本日ご欠席の阿部委員からの意見ということでつけさせていただいてございます。

私からの説明は以上でございます。

卯月委員長 どうもありがとうございました。

資料の不足等はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議題は、本庁舎等の配置と形状（高さ等）ということで、我々の正面に模型等が出ています。ただ、前回、宿題というものが若干出ていましたので、まずそのご説明をいただいてから本題に入りたいと思えます。

事務局よりご説明をお願いいたします。

岡田総務部長 資料3に基づきまして「主な事務移管、地域行政の推進と職員数の推移」ということで若干ご説明を補足させていただきたいと思えます。

前回、規模の議論のときに、職員数というものが一つの大きなメルクマールになるということで、この28年4月現在の正規職員と非常勤職員の数をもって本庁舎の規模を5万3,000㎡ということでお示しをさせていただきましたが、地域行政の推進とその他事務の拡充の視点という関係についてご議論ありましたので、再度整理させていただいたものでご

ざいます。

表の一番左側ですけれども、年度ということで、第1庁舎が竣工しました昭和35年、1960年、それから、現在、私どもまち・ひと・しごと創生法という法律に基づきまして、地方版の総合戦略ということで戦略を立ててそういった計画を策定しておりますが、2050年までの人口ビジョンということで現在策定しておりますので、約100年になりますが、その2050年までの間ということで整理をさせていただいたものでございます。

その右側に人口がございます。第1庁舎竣工の昭和35年は61万人でございました。70万人台というものが長く続いたのですが、最近、非常に人口がふえまして、現在、平成28年度、89万人ということ。先ほど申し上げた人口ビジョンでは、平成62年度、2050年には105万人というようなことで、これは幾つかの仮定に基づいて出したものですが、現在、この105万人を念頭に政策をつくっていくということで設定しております。

その右側に自治権拡充という欄がございます。世田谷区の間この間の歴史ですが、自治権拡充の歴史でもあったというように考えます。昭和40年の福祉事務所移管、昭和49年の保健所移管、ここで区長の公選制が復活しております。ここから世田谷区が基礎自治体として本格的に計画行政を推進し始めたということでございます。

右のほうに職員数がございますけれども、昭和35年、職員数は1,188人でした。昭和49年公選制が復活しまして50年から都の配属職員ではなく世田谷区職員として働くということが始まったわけですが、そのときで5,000人位までふえております。平成2年には6,000人を超えまして、平成12年、このときは清掃移管があつて6,239人ということで6,200人までいきました。その後、行政改革等がございまして、前回ご議論がありました非常勤職員の活用を含めまして行政改革を取り組んだ結果、正規職員ですけれども、現在、平成28年度で5,067人ということになっております。

真ん中に地域行政の推進ということで記載がございます。平成3年に地域行政制度が発足してございます。平成11年には3部制に移行いたしまして、その後、効率化のために税務関連組織の再編や用地部門の再編、建築指導の集約、また出張所改革というようなことでもございまして、平成18年には都市整備部門の再編ということもしてございます。この間に、右側にありますけれども、本庁の職員と総合支所の職員、その職員数が動いてきてございます。

平成28年、本年度は地域包括ケアの地区展開ということで、地区において出張所単位でサービスを展開していくということで、本庁1,867人、総合支所1,020人という体制になってございます。今後50年間を見越したときには、人口として105万人、自治権拡充としては今後も地方分権改革、都区制度改革の推進、今、児童相談所の移管というのが具体的なテーマになっておりますが、こういったことが起こっている。また、超高齢社会への対応、切れ目のない子育て支援等の新たな政策課題への対応、こういったことも進めている。

一方で、地域行政についても、地区・地域における事業展開というのは今後も進めていくというようなことで、また一番右側に行政改革の取り組みとして、事務改善や行政手法

の転換といったことで記載させていただきました。こういったこれまでの歩み、これからの事業展開ということで、人口の増加と事務・事業の拡大傾向、こういう中でも地域行政の推進、行革の取り組みを進めていく。このような形で今後の行政展開を考えているところでございます。

そういったことで前回ご説明させていただきましたが、これから先、では自治権拡充でどれ位人がふえ、地域行政の推進でどれ位本庁の人数が減るのかという具体的な数字を出すことは非常に困難でございますけれども、現在の職員数を基準に本庁舎の規模を出していくということで、前回5万3,000㎡ということで出させていただいたということでございます。

補足説明としては以上でございます。

災害対策につきまして、この点につきましても初回るときからいろいろご議論がありましたので、こちらについても補足で説明をさせていただきます。

秋山庁舎計画担当課長 引き続きご説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。A3の縦の図になります。

災害時における本庁舎、いわゆる世田谷区はどのような形で機能するのだろうか。その中で本庁舎というものはどういう位置づけになっているのだろうかというのをまとめさせていただきましたものでございます。

資料4の一番上でございます。区役所、本庁舎のほうですが、当然ながら、こちらは世田谷区の災害対策本部という機能がまず第一の機能でございます。こちらはその重要性から、万が一でございますが、本庁舎等に何かあった場合にはその機能を担うということで予備の施設といたしまして、現在支所の中で一番最近に竣工いたしました砧総合支所を第一順位、続きまして、北沢総合支所を第二順位といたしまして指定をしまして、必ず本部が立ち上がるという形での体制をとってございます。

上の図でございますが、本部にはどのような形でどんな機能を置くのだろうかということでございますが、左側を見ていただきますと、東京都災害対策本部であるとか自衛隊であるとか、警察・消防、ライフライン、これは電気、ガス、水道です。こちらの部分。それから、当然ながら他自治体からの支援という形での要請であったり、あとは人を送りたいのだけれども、東京都からどういうようになっているのだと、どれ位の物資を送れば良いのだというような情報が来ますので、まずそちらのほうは災害対策本部というところで情報を一括管理いたします。

一方で、右側でございます。今度、本部のほうにはどういう情報が来るかと言いますと、避難所です。避難所は当然開設等もありますので、避難所の開設等のそういう情報。運営に関してどういう情報、何がないのだという形でさまざまな形が拠点隊。それらの情報が地域本部のほうで集まりまして、あの避難所はどうもこういう物品がないみたいだと、あそこの避難所は開設したみたいだぞといった情報のほうが本部のほうに上がってきます。本部のほうで、どういう物品がないのだ、では、人が足りているのか、足りていないのか、

あとは当然ライフラインであそこが壊れているぞといったような情報が挙がってきますので、では、ライフライン各社のほうにあそこのほうを中心に修理をお願いしますといった情報を全て調整して現場のほうに人、物資を派遣するという機能が第一でございます。

さらに、下に災対総務部以下各部がありますが、これらのほうは当然避難所等の物資の調整とその搬出機能であったり、災害時は当然働いている職員はいますので、その職員の食料の調達等を含めて調整をする機能、区民や職員のほうに誤りなく情報を伝達する機能等がありまして、これらが一体となりまして区の災害対策を担っているものでございます。

一方で、今回、熊本等もあります。物資の搬入でございますが、これはどのようになっているかと言いますと、真ん中のほうをご覧ください。東京都の備蓄物品、他自治体からの支援物資というものを世田谷区では地域内輸送拠点というところにまず搬入がされます。こちらは現在区のほうでは、大蔵第二運動場、いわゆる環八の外側にありますが、こちらをまず1つ指定をしています。また、地域防災計画というものを今年改定する予定でございます。この中に、本庁の隣にあります国士館大学を指定することを予定しておりまして、区内では2カ所ということで地域内輸送拠点を考えてございます。

そこに東京都、他自治体からの支援物資が集まりまして、今度、それらを各地域のほうに我々は分けて配送するということになります。一番右側でございますが、食料等の調達物資の集積地及び配送拠点ということで、こちらは各地域で1カ所ずつ指定してございます。例えば世田谷地域でございますと、ここにあります世田谷区民会館が指定を受けておりまして、こちらに物資が配送されて、ここから各避難所のほうに物資が輸送されるという仕組みになってございます。こちらは各避難所のほうから、当然ながら拠点隊を通しまして、先ほども言ったとおり地域本部に上げられまして、その情報が本庁にあります災対本部に上げられまして、本部内に災対物資管理部というものがあつたのですが、そこが中心となりまして搬入と搬出の指示を出すということで本部と密接に関係しているということでございます。

また、表の一番下にございます救出及び救助の活動拠点。それから民間の物資集積協力施設、ボランティアの受け入れ等に際し、その場所の確保とそれぞれとの連携を本部といたしまして全力で行うこととございます。

資料4（別紙1）をご覧ください。現在のこのような状況の中、本庁舎周辺に関しましてまとめたのが資料4（別紙1）でございます。

まず1番でございます。本庁舎等には災害対策本部、先ほどご説明したとおりでございます。給水拠点、また一時集合所の機能のほうが本庁舎にはございます。区民会館のほうには、先ほどお話ししたとおり、世田谷地域の食料等の調達物資の集積地及び配送拠点になってございます。医薬品ストックセンター、発災後3日目以降、そういう機能があるのですが、現在、区のほうで梅ヶ丘拠点整備事業のほうに、梅ヶ丘に1つビルを建てる計画をしております。そのビルが完成した際には、この機能に関してはそちらに移転する予定でございます。

2番でございますが、本庁舎の周辺の機能ということでどのようになっているかと言いますと、まず隣にあります国土館大学、この委員会の中でもたびたび出てきました若林公園というものがそのお隣にあります。こちらが一体となりまして広域避難所ということになっております。また、国土館大学は先ほどご説明しました地域内輸送拠点ということで、今年改定する地域防災計画内で指定する予定となっております。

このような関係から、3番でございますが、災害時に避難をしていくことが想定されまます区民の方々を適切に隣の広域避難場所に誘導する必要があります。災害時の生命線の一つである物資の搬入、搬出を行うためにも、この相互の連携が欠かせないものではないかということで考えてございます。

それでは、4番の必要な機能でございます。これらを踏まえまして必要な機能は何かと言いますと、本部機能、そして世田谷地域の食料等の調達物資の集積地と配送拠点を確実に機能させるために支援をする関係機関の駐車スペース、今、約56台分というように発表しておりますが、これは荷さばきスペース、そして地域内の一時集合所として避難してくるであろう、おおよそですが1,600人の区民の方に加えて、当然区役所ですので周辺からも住民の避難が考えられますので、それらの一時の区民の集合のスペース、こういうものが必要ではないかと考えてございます。

説明は以上でございます。

卯月委員長 どうもありがとうございました。

それでは、資料3、資料4につきまして、委員のほうから何か質問とか意見とかございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。またありましたら、今後報告書をきちんと作成する段階でも意見をいただきたいと思っています。

さて、今、議題にはないのですけれども、黒木委員による環境負荷に関する、これは前回ご説明があったそれに関係する資料だと思っておりますが、資料提出がありましたので、ここで少しだけ紹介をしていただく時間をとりたいと思います。事務局、配付してください。

黒木委員 前回、環境負荷のときにお話しさせていただきました、そのベースになっておりますものをまとめた資料でございます。この資料は、国土館大学の建築学科の鈴木香菜子講師につくっていただいた資料でございます。

前回は第1庁舎、第2庁舎、世田谷区民会館を解体処理した場合と、世田谷区第1庁舎、第2庁舎、世田谷区民会館の内装設備を解体して、構造だけ残してスケルトン改修したときのCO₂の排出量と排出資材量の差をお話ししました。そのとき、約10分の1になるというお話をさせていただいたと思うのですが、それは第3庁舎とプレハブ庁舎を完全に解体したときの差で約10分の1になる。ただ単純に第1庁舎と第2庁舎と世田谷区民会館を解体とスケルトン改修したときは約2%程度でCO₂の排出量が済むという資料でございます。解体にも非常にCO₂が発生するというのを皆さんにぜひお知らせしたいと思いました。

以上です。

小林委員 この2.8%とかそういうことはチェックできませんけれども、おっしゃるとお

り、スケルトン状態に戻してやるということで、かなり柱とかスラブとかそういう部分が使えるのであれば、解体ごみが少ないというのはそのとおりだと思います。

また、スケルトンまですればかなり自由にいろいろな設計ができると思いますので、前回欠席させていただきまして大変恐縮だったのですが、そのときに申し上げましたようなCO₂対策等々をスケルトンの上に加えるということは全く可能だというように思っておりますので、そういうことをすると、初期に出るCO₂、壊して出るCO₂や建築するときのCO₂にプラス、CO₂の総合計が減るということは可能だというように思います。

1点、いませんでしたので、特にそのとき反論の機会もなかったので少し補っておきたいと思いますが、前回の議事録を見ておきますと、世田谷区で余りCO₂対策してもしようがないではないかということが書かれておりましたけれども、法令的には自治体にはむしろ率先した対策が求められていますし、世田谷区ご自身も環境基本計画等々できちっとみずからCO₂対策をするというように書かれていますので、ぜひ法令を遵守して対応していただきたいというように思っております。

官尾委員 せっかく良い資料をいただいたので教えていただきたい。スケルトンの状態にする、つまり柱とはりとスラブのみというと、ここはコンクリートですね。コンクリートを残すとこんなにCO₂が減るということが、具体的にどういうことかよくわかりません。コンクリートですから通常ですと壊すと、それを再生の骨材にするということはありますけれども、基本的にはそのまま捨ててしまうわけですね。一部、鉄筋を改修するとかということもありますけれども、そういうことからして、コンクリートをどういうことにするからCO₂が増える、残すと減るということを教えていただければありがたいのです。

黒木委員 その辺の専門家ではないので明快なお答えになっているかどうかわかりませんが、CO₂が増えるということはないのです。コンクリートを解体するのに重機を使ったりいろいろなトラックの搬出であったりとか、そういうことでCO₂が非常に発生してしまうということです。要するにコンクリートを壊すから、そのコンクリートから発生するCO₂ではなく、その作業から発生するものが非常に高いということでもあります。

官尾委員 わかりました。どうもありがとうございました。

黒木委員 小林先生、大体そんなところですね。

小林委員 はい。

官尾委員 素人でぴんと来ませんでした。木材だと燃やしてしまうと当然そこからCO₂が発生する。コンクリートは別に燃やすわけではないのに、残すとCO₂の発生が何故抑えられるのかなと思ったものですから。わかりました。どうもありがとうございました。

卯月委員長 よろしいでしょうか。それでは、用意された議事、1番目のほうに入りたいと思います。「本庁舎等の配置と形状（高さ等）について」ということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

岡田総務部長 それでは、今日のテーマであります配置と形状のところに入らせていただきたいと思いますが、検討素材という冊子を最初から使用させていただいておりますが、

この12ページのところにあります本庁舎の配置と形状に関するコンセプトについて、このところの議論になります。

この間、私どもは施設営繕担当部のほうで作業をしてもらいましたので、内容につきまして、施設営繕担当部長の松村部長からご説明をさせていただきたいと思います。

松村施設営繕担当部長 それでは、資料5をご覧ください。「配置と形状（高さ等）に関する基本的な考え方」を整理した案でございます。順に説明をしていきます。

まず「A 考慮する敷地の要件・高さの法的制限」についてでございます。

敷地は先日現場を見ていただきましたけれども、東側敷地ではおおむね平たん、西側敷地では西から南西方向に向けて4m程度の高低差があるという状況でございます。

恐れ入ります。この資料の別紙2、2枚めくっていただいてカラーA4の縦のものですが、こちらをご覧ください。こちらには本庁舎の敷地並びに周辺の現況の状況を記載してございます。敷地西側、こちらの図では水色に塗っている部分ですが、おおむねこのあたりが第1庁舎のある側の中庭地盤に比べますと4m程度低いという状況でございます。

恐れ入ります。資料5にお戻りください。次のところですが、建物の高さ制限です。こちらに記載しておりますのは、都市計画による高さ制限と日影規制等による実際に建築が可能な階数、高さの目安をここで記載しています。本敷地の絶対高さの制限は45mとなっておりますが、日影規制等の制限によりまして、おおむね東側の敷地の南側では11階45m、北側では4階17m、西側の敷地では南側で5階21m、北側で4階17m程度までが限界となります。

次に「B 敷地規模の条件」でございます。この表に記載の機能別の床面積につきましては、前回、第3回検討委員会において提示をしました床面積を転記しているものでございます。

次に「C 建物・配置等の条件」です。まず、建物の高さでございますが、周辺の建物の高さを考慮しまして、おおむね33m、地上8階程度を限度とします。

恐れ入ります。再度、先ほどの別紙2をご覧ください。周辺の建物の高さでございますが、区役所北側の国土館大学、図書館棟が約30.8m、その東側にあります国土館大学の体育館棟が33m、区役所の南東側にあります世田谷合同庁舎が29.3mとなっております。

恐れ入ります。資料5にお戻りください。

建物についての2点目のところでございますが、一方、地下部分でございますけれども、地下部分は駐車場等の他、機械室、倉庫、会議室、更衣室など庁舎機能の一部も可としますけれども、室内環境や建設コストを考慮しまして、地下2階までとします。

次に道路についてです。道路については、敷地東側の都市計画道路は計画線で整備をし、その他のところは現状維持とします。以前、検討委員会で敷地中央の道路について廃止するという考えもどうなのかという話もございました。この件については、同じ資料5の最後、別紙3をご覧ください。

まず、現状の敷地中央の道路の位置づけでございます。世田谷区区役所周辺地区防災街区整備地区計画におきまして、地区防災施設として重要な役割を担っているということとともに、道路法、建築基準法による道路の位置づけがございます。

次に、今回、その敷地をより一体的に利用するための道路の位置を変更する、いわゆる付け替えと言っていますが、付け替え並びに廃止の可能性について検討いたしました。そこにおける主な課題をこちらに記入してございます。

まず、付け替えにおける主な課題ですけれども、災害対策本部機能のあります第3庁舎は、第一段階では維持しなければならないということになります。したがって、東側に建物を建設して災害対策本部を移転後、第3庁舎を解体し、新たな道路を整備することになります。また、付け替え道路の整備時期には現況道路を残しておく必要がありますので、新旧道路が共存する時期も生じ、建築工事とは別に道路の整備や、あるいは道路法の手続などを含みまして期間を必要とします。これにより工期が長くなるということがございます。

また、東側の建物を建設する際に、今、言いましたように現道がある状況になりますので、建物の計画上のメリットが地上部については余りないという状況でございます。

さらに付け替える場合、北側の道路との接続部分に高低差が生じるということになります。したがって、すりつけや段差解消等の措置も必要になるということです。

次に、廃止をする場合の主な課題でございます。廃止により関係権利者の敷地利用上の制限が生じます。また、先ほどお話ししましたとおり、地区防災道路の廃止に伴う地区計画の変更の手続が必要になるとともに、廃止をしても地区の防災機能が低下しない、あるいは向上する、そういった対応が求められることとなります。

こうしたことから、一番下のまとめにありますとおり、さまざまな課題を総合的に勘案しまして、工期をできるだけ短縮する観点から、敷地中央の道路は現状のままとして検討を行うものとしております。

なお、本日欠席の阿部委員より意見をいただいております。後ほどご紹介をする予定でございますが、その中で当該道路については、通常時には自転車歩行者専用道にするなどにより、一体的に運用できるような方法もあると思われるので検討いただきたいという意見をいただいております。こうした観点を取り入れ検討していきたいと考えております。

それでは、資料5、1枚目の裏面をご覧ください。

次にバスの発着所等についてです。現在、バスの発着所、本庁舎敷地の南東側にあります。中央にあるタクシー乗り場もそうでございますけれども、降車した後に現状の道路を使ってバック、後進して入庫をする形になっております。バス発着所については交通誘導員を置きながらやっている状況ですけれども、こうした車両転回は交通安全上課題となっているところです。そこで、東側道路に沿って現在と同じ降車場1、乗車場3の計4台分のバスベイ、3台分のタクシーベイを配置するものとしております。

次に、広場についてです。広場の機能としては、通常時はイベント等の区民の交流の場

として、また、区民会館を大勢の方が利用する場合の駐輪や駐車利用もできるものがございます。また、災害時には避難者の一時集合所等として、一時集合所に指定している町会、ここから先ほどの資料では1,600人程度と想定していますが、それ以外にもその他の区域から避難される住民もあると想定し、2,000名ほどが一時的に滞留する規模が必要であろうというようにしています。

その後の復旧・復興の時期については、これも先ほど説明しましたとおり、物資運搬、緊急・復旧車両等の駐車、あるいは荷さばきの場として、駐車台数と荷さばきスペースを考慮しますと2,000~2,400㎡程度、ある程度まとまった広さを集積地となります区民会館の搬入出を配慮した位置に確保することが必要というようにしております。なお、現状の中庭の広さが約1,600㎡となっております。

また、現在修正を進めている地域防災計画の中で、地域内輸送拠点として指定する予定の国土館大学、こちらをご承知のように前に広場があるところですが、この広場との連続性、一体性、こうした利用も見据える必要があるとしています。

次に、緑地についてです。世田谷区のみどりの基本条例に基づく緑化基準では、この敷地の用途地域あるいは敷地規模から28%、面積にしますと約6,000㎡以上の緑化が求められます。これを原則的には地上部で確保することとしています。

こちらを参考としまして、現状の緑化率については、東側、西側、両敷地を合わせまして18.2%となっております。また、既存のケヤキ並木の風景をできるだけ継承することとし、みどりの配置については敷地内にバランスよく配置するとともに、豪徳寺から国土館大学・若林公園へとつながるみどりのネットワークを配慮するものとします。

最後に、災害対策本部機能についてです。災害対策本部機能については、工事期間中も現敷地内に継続する機能とします。したがって、具体的には工事の第一段階で災害対策本部機能を第3庁舎にし、第一段階の建物を建設後、そちらに移すものとしております。

続いて、次のページの資料5（別紙1）をご覧ください。

こちらは今、説明いたしましたそれぞれの機能相互の関連性を模式的にまとめたものがございます。したがって、各機能の配置を示したものではありません。黒字で書いてあるものが平常時、赤字で記入しているものが災害時の利用を示しております。

平常時は行政機能、議会機能、区民交流機能、広場機能がそれぞれの役割を担うとともに、区民交流機能と広場機能の一体的利用を考慮した配置が求められます。公共交通アクセスとして東側道路沿いにバス・タクシーベイを整備し、それぞれの機能にアクセスをします。

災害時には、地域内輸送拠点となる国土館大学に特定緊急輸送路を使い物資が搬送されます。サブルートとしては、西側のほうで154号線を使うことを想定しています。

その後、世田谷地域の物資集積地であり、各避難所の配送拠点ともなる区民会館に物資が搬入されます。この際に、国土館大学の広場と本庁舎敷地内の広場の連続性や一体性が求められます。また、荷さばきスペースや各避難所等への輸送トラックへの物資積み込み

等を考えますと、区民会館と広場が隣接することも求められます。

以上で資料5の説明を終わらせていただきます。

卯月委員長 資料5について、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。ただ、この後の資料6の説明とも非常に関連しますので、できるだけ今のご説明でわからなかったところ、わかりにくいということに限ってご質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

三田委員 具体的にイメージできなかつたのですが、資料5（別紙3）で、2の中に道路廃止というところがありますね。その中で、道路を廃止するにあたり不利益をこうむる敷地が存在するとあります。不利益というのはどういうことを具体的に考えたらいいのでしょうか。

2点目です。地区計画変更の手続で、工期が延伸する可能性がある。この工期をどの程度、こういうことに精通している方にはどのくらいの期間というものが常識として考えられるのでしょうか。全く素人の私には、延びるとはどのくらいのスパンを考えなければいけないのか想像できなかつたものですから、よろしく願いいたします。

松村施設営繕担当部長 まず不利益ということですがけれども、個人の関係もありますので余り具体的に言えないところもございますけれども、例えば2つの道路に接していた方がこの廃止で1つの道路にしか接しなくなるとか、あるいは法律上、道路の幅員によって容積が決まるので、容積率のほうで不利益が起きるということを考えております。

手続に伴う工期の延伸でございますけれども、例えば少なくとも廃止するとなると、地区計画の変更手続。これはできるかどうかという問題がありますけれども、できると仮定したとしても、都市計画法に基づく変更手続で公告、縦覧とか都市計画審議会での審議であるとか、こういった手続が必要になりまして、あと地元の説明も当然必要になりますので、もろもろ少なくとも1年程度はその手続にかかるというように考えております。

以上です。

三田委員 ありがとうございます。

小林委員 2点だけなのですがけれども、今、ご質問のあった点でありますけれども、裏面を見させていただきまますと、2つの道路に接道しているお宅は1軒しかないのです、その部分を残せばあとは良いのではないかとか、手続的な問題であるのであれば、工事と並行してすることもできるのではないかとこのように思いました。これだけのことをするときというのはめったにないので、ゼロベースで検討しろと仰せつかったわけありますので、ぜひもう少し考えていただけたらという委員の意見も一つだと思えますし、行き止まりの道路ですから接道条件の話は部分的に残せばという感じもします。

そこはコメントだけですが、建物について、なおというところで、地下の2階までということが書かれていますが、これも絶対条件なのかどうかすごく聞きたいところだと思います。すなわち、例えば区民ホールみたいなものを残すということであれば、特に窓のある施設ではありませんし、耐震性もむしろ地面の中のほうが強いと思えますし、温度も安

定しますので、むしろそういう意味で言えば、ここに書いてございますような機械室とか更衣室とか、そういったもののみ、あるいは駐車場のみが地下だというのではなくて、いっそホールを地下にするといったようなソリューションもあって、大きく地上部の床面積を稼ぐことができるのではないかと思います。

コメントだけでございますけれども、地下2階まででないといけないのか、また、この機能だけしか入れられないのか、その辺も教えていただきたいと思いました。

以上です。

高谷委員 私も資料6の後に言おうと思っていたのですが、今そういう議論が出たので、建築の専門家として一言コメントさせていただきたいと思います。

道路廃止の問題も確かに困難なことはあるのですが、私自身、大きな事業をやったときには道路廃止というのは経験したことがございますし、また私、ある自治会で都市計画審議会の座長もやっておりますが、決して何か大事な事業であれば、それを延伸させるということはないのではないかなと思っていますし、建物を建てかえていくプロセスの中うまく組み込んでいくことは十分にできるとしています。あと、工期的なことを言うと、日影の問題とかも前に出ていましたが、これも私自身、実際に経験したことがございますが、それもきちっと理由を説明していけば、国土館に日が当たるといことのようにしたら、そういう問題もいろいろ克服できるのではないかと私は思っております。

また、地下3階についても、私、たまたま今、部長さんの説明で西側が少し5m位落ちているということですから、地下3階と言っても、そこから見るとある日照をとったりすることもできるわけで、3階が絶対いけないかどうかというのは建築的には大変大きな疑問を感じました。ただ、そのあたりについては資料6でいろいろな案が説明されるということですので、そのときに意見を申し上げたいと思います。

以上です。

岩淵委員 私も第3回か第2回のときに申し上げたのですけれども、この間、電話相談室で国土交通省に聞きましたところ、区道であれば区の管理下にあるわけですから、区の裁定でもっていかようにもできるのではないかと。したがって、今、説明がありましたように、確かにこの区道を変更することによって迷惑をこうむる。先ほどあった不利益をこうむるということはあるのですけれども、今、高谷さんのほうから1軒しかないということですので、やる気があればやれるのではないかなと考えています。1年ではなくて半年でもできるのではないかと考えていますので、この区道を阿部委員のような考えで廃止した場合、はかり知れない利益があると思います。今、第1、第2、第3庁舎と言っていますけれども、1つの本庁舎としての計画がまとまってくるのではないかと考えておりますので、再度、この区道に関しましては積極的な検討を願いたいなと思っております。

以上です。

黒木委員 私も建築家の専門家として、小林先生と高谷さんに意見は同じでして、この道路を廃止することによって非常に今回の計画がいろいろなことが考えられるのではない

か。それを廃止するにあたって、今、お話がありましたように、これは区道ですので、ちゃんと手続を踏んでいけば別に大きな問題なく区道の廃止ができるのではないかと。実例もたしかあったと思います。なおかつ、完全に道路として廃止するのではなくて、敷地内通路として、要するに先ほど自転車通行とかいろいろ話が出ましたが、そういう通路として機能させるということも十分考えられるのではないかと考えております。

もう一つ、高さのほうですけれども、国土館大学と新たにできる総合合同庁舎、世田谷合同庁舎ですか。ここが33m、29.3mと書いてありますが、これはあくまで他人の話であって、ここでだから33m位までは良いのだよというような考え方というのは基本的にしないほうが良いと思うのです。他が33mだからここも33mまで建てられるのだよということではなくて、世田谷区庁舎、本庁舎が目指すものは何かという大きなコンセプトのもとに高さというものは決めていかなければならないのではないかと。それは何がコンセプトかということ、周りの近隣住民にとって、今、建てられている国土館とか合同庁舎の33mとか29mとか本当に良く思っているのかどうかということ。ですから、近隣住民にとって国土館の高さというのは不愉快かもしれないわけです。その不愉快なことをあえて世田谷区役所は、向こうが33mだから区役所も33mにするということは、世田谷区の基本的な住民に対するサービスの精神から言って、余りそういうことに準じていく必要はないと考えております。

高さに関しては以上です。

卯月委員長 それでは、今の区道の廃止あるいは付け替えの件、高さにつきましては、資料6の説明をいただいてからまた再度各案、具体的なものによって高さも違いますし、道路の考え方も少し違うものがございますので、その後にも意見交換したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今後の進め方について、少しだけご案内をいたします。

先ほど岡田部長からお話がありました。我々は言うまでもなく、世田谷区本庁舎等整備検討素材という、これをもとにこの委員会で検討を始めました。本日は12ページ、少し見ていただくとありがたいのですが、ボックスの中にこの資料は入っているかもしれません。

この中に、この委員会ができるまで、これまで議論をしてきた経過等が書かれていますが、案1、案2という2つの少し対照的なアイデアが今まで検討されてきたと考えております。したがって、この数行の文章だけでは案1、案2というものがまずわかりにくいので、案1、案2というものを平面図、それから今日、模型でもってまず説明をしていただく。しかし、案1、案2というものを書いてから我々は数回、この委員会の中で議論してまいりました。まだ途上ではありますが、職員数あるいは必要な床面積、さらに本日は広場とか緑地、駐車場等あるいはケヤキ並木等についての考え方が出ておりますので、案1、案2、そのままではなく、我々の委員会の検討の経過を踏まえて行くと、案1のままではなく、案1'というさらに進めた案になるのではないかと検討をしていただきま

した。

同時に、案2につきましても我々の検討経過を踏まえて、案2'というものをつくっていただきました。ここまではあくまでも案1と案2並びに若干の修正変更ということで理解をしていただきたいと思います。

さらに、前回、区民会館を保存改修するという点について、委員の方々からかなりの意見も出ました。さらに、今回CO₂の削減という点からも、先ほど小林先生、高谷先生からも、地下を残すことによって地上部分のボリュームを減らすことができるのではないかとのご意見もありましたので、区民会館を保存改修するという前提でどのような案が書けるかということで参考案1というものを検討していただきました。

さらに、第1庁舎と区民会館、両方の建物を保存改修するという点を前提にすると、どの程度のボリュームが可能になるのか、あるいは我々の検討してきた床面積等の関係がどのようになるのかということを考えるために参考案2を書き添えていただきました。

したがって、今日は6つの案が出ております。この6つの案についてこれからご説明をいただきますが、最初に申し上げておきたいことは、本委員会の中で6つの案がこの案がベストだということを出すことは目的としていません。あくまでも今、ご説明のあった資料5、これからご説明いただく資料6、いろいろなコンセプトあるいは数字が載っています。その文章あるいは数字をもってこの委員会の方向づけをし、あくまでもこの6案はそれを決めるための参考の仮定であるということで、もちろん報告書の後ろのほうに参考案ではつけますが、本報告書の主としてこの案でいくぞということをやるとはなりません。あくまでも資料5と資料6、もう今も議論になりましたけれども、それを精緻なものにするために本日この模型を出していただいているということをお願いいたしますが、ご理解していただきたいと思います。

資料6のご説明を事務局からいただいた後、附箋が机上に配られていると思います。この附箋を使いまして、皆様のご意見を、案1について私はこう思う、案2'についてこう思うということを休憩時間中、模型を見ながらメモしていただき、それを休憩時間の後に前のほうにございますような模造紙を使って整理、意見交換したいと思っております。よろしいでしょうか。

高谷委員 今、手順を委員長から示されて、その後に申し上げても良いと思ったのですが、皆さん附箋を使って議論をするというお話だったものですから、その前に私、建築の専門家として出ているものですから、こういう案を見るときの見方というか、そういうことについて少し私のバイアスがかかってもありますが、説明させていただければと思います。

今、委員長からお話があったように、私たち、この委員会でやるべきことは、ここは高くここは低い案が良いとか、逆が良いとか、そういう案を決めることではなくて、次の段階であります誰かが設計をするとか、あるいはコンペ、競技設計になると思うのですが、その設計の与条件を決めることだと思うのです。今回の場合、与条件で一番私たちの委員

会が議論しないといけないのは面積、大きさの問題が1つ目。そして2つ目が既存の建物をどう処理するかという、それが大きな論点になっているのだと思うのです。

皆さんがお家を建てられるときにも、例えばお父さんの書斎が欲しいとか、奥様の個室が欲しいとか、いろいろな大きさに関して議論をされます。それから、また、今ある建物を使うのか、テレビでビフォアアフターなどというものがありますが、今の建物を使っていくのか、あるいは全部スクラップ、壊してしまうのが良いのか。そういうこと、今の2つの条件を決めていくということだと思うのです。

私たち、その条件を決めるときに注意しないといけないのは、大きさをまず普通は議論するのです。そうすると、どうしてもお父さんの書斎が要るとかいろいろな議論があるのですが、敷地に当てはめてみてそれが可能かどうかを1回検証しないといけないわけです。それを検証しないでコンペをやってしまったのが国立競技場なのです。非常に巨大な23万㎡というものをあれだけ歴史的な文脈があるところに入れようとして非常に無理があって、非常にすぐれた建築家の皆さんがやったわけですが、破綻してしまいました。私は、ですから前回までの委員会でやってきた大きさの議論を1回ここで見直さないといけないと思うのです。そういう意味では、今回出ている1案、2案はどちらも大きな5万3,000㎡プラス区民ホールという非常に大きなものが建つという案なので、しかも全部順次更地にして良いということなので、設計条件で見たら1案と2案は、今から説明があるのでしょうけれども、同じだと思います。

ですから、こういうタイプのコンペも今までありました。府中市役所などは去年ありましたが、壊しても良いから皆さんに良い案を出してください。順次、どうやって壊すのですかという案を出しました。でも、それによってどちらが高いのが来るとか、低いのが来るとか、ホールをどちらに持っていくとか、それは設計者とともに後で決めれば良い問題なのです。そういった意味で、やはり設計条件として一番議論しないといけないのは、大きさをどうするのかということと、今の建物を残すことを検討しなくて良いのかということだと思います。

私、こういう時代になって、例えばユネスコが世界遺産でこういう建物を建てようと、遺産に指定しようとしているときに、そのまな弟子の建物を世田谷区が壊してしまったという、相当禍根を残すと思うのです。ですから、いろいろな案を検討する中で、例えばお父さんの書斎は今回諦めないといけないのであったら、そういう知恵と工夫を出すべきだと思いますので、どうかそういう観点でこの検討案を見てほしいなと思うのです。それをもって、設計条件のオルタナティブを区民に委ねるべきだと思うのです。恐らく皆さんから向かって右のほうにある参考案は大きくできないという案だと思うのですが、大きくできなくても工夫をすれば何とかならないのかと。今、庁舎は2万6,000㎡ですが、それが4万7,000㎡とかにしかないのだと思うのですけれども、それでも何らかの工夫はできないのかという設計条件をきちっとオルタナティブとして区民に残していくというのがこの委員会の大きな役割ではないかなと思っています。そういった意味で、この見方とい

うことで、建築の専門家として説明させていただきました。

以上です。

黒木委員 今、高谷先生がおっしゃったこと、私、全く同感でして、私は今日久しぶりに早く来たのですが、この模型を見て最初にびっくりしました。というのは、当初ゼロベースで物を考えましようこの委員会は始まっているはずなのです。この案が出てくるといことは、見た瞬間、ゼロから一歩出ているのではないかなという気がしたからびっくりしたわけです。

ゼロベースということとはこういうこともなくて、いろいろな庁舎の今後の組織のあり方、本当にここに5万何千㎡が必要なのか、総合支所とどういう関係を持つのかというようなことをここできちんと議論した中で本庁舎のあり方を考えていくというものがゼロベースの基本ではなかったかというように私は思っていましたから。

先ほど2050年に105万人に世田谷区になるというお話でしたけれども、2050年に日本の人口が8,000万人位になるという統計的な数字も出ているので、世田谷区だけどうしてそんなに増えるのかということもよくわからない。ということは、そういうことも含めていろいろなことを議論しなければならないのに、具体的なこういうものが突然、今日で4回目ですか。会議に出てくるといことはゼロベースではないのではないかなという気がしています。

と言いますのは、先日の会議が終わった後、ある委員から私に、もうこれはある程度建物を壊して新築で決まっているのでしょうかという話を伺いました。私は、そんなことはないと思いますよ、ゼロベースで考えていくということをして区民のほうもおっしゃっているわけですから、まずそんなことはないでしょうという話をしたのですけれども、そうすると、その区民の方は、絶対もう決まっています、要するにガス抜きで私たちが区民委員として参加している。こういう話が出るということは、私は非常に残念なのです。ということは、今まで行政がいろいろ決めるときに、本当にそういう区民参加のもとに何か物事を決めてきたかということ非常に区民の中で疑問に思っているからそういうことが出てくるわけです。ですから、そういう意味では、私はゼロベースが崩されたと思っていますので、このゼロベースということのもう一度基本的な考えを説明してもらいたいです。

以上です。

卯月委員長 今、お二人から意見がありましたが、一応資料6の説明、それから模型の説明をしていただきたいと思います。それを踏まえて、今のゼロベースの話、あるいは地下の話、高さの話、保存の話を含めて議論をしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、事務局、お願いします。

松村施設営繕担当部長 資料6をご覧ください。こちらの資料は、今、お話がありましたように資料5で示した基本的考え方を前提とした場合のイメージ案を6案作成したというものでございます。

資料6の1枚目をご覧ください。最初に、この配置イメージ図の作成にあたっての設定

した条件についてご説明をいたします。

建物の高さについては資料5に示したとおり33m、おおむね地上8階程度を限度としています。

次に、地上に配置するボリュームとしては、4万5,000㎡としています。その根拠でございますけれども、資料5の施設規模の床面積の合計は、6万8,600㎡、地下駐車場等も合わせてですが、示しています。ただ、建物のボリュームを検討する際には、例えば区民会館ホールや議場など吹き抜け空間のあるものを考慮しなければなりません。そこで、区民会館ホールは仮に3層分の床があるものとし、議場は2層分の床があるものと仮定をしまして配置検討する上での建物の総ボリュームとしては7万1,800㎡の床があると仮定をしています。このうち、駐車場等は全て地下。また、地下に配置が可能な行政機能の部分の床面積については、平成26年度中間まとめにおいて、最大1万5,000㎡としていますので、これをもとに駐車場等1万2,500㎡と合わせまして、最大2万7,500㎡が地下と仮定をしています。したがって、先ほどの7万1,800㎡から地下の2万7,500㎡を差し引くと4万4,300㎡となりますので、地上部に必要な建物ボリュームとしては4万5,000㎡として配置を検討してございます。

その他、資料5にございましたとおり、既存のケヤキの並木はできるだけ保存すること。バス・タクシーベイを東側道路沿いに配置すること。広場は2,000～2,400㎡確保すること。緑地は約6,000㎡確保することなどを条件として設計してございます。

配置イメージ案としましては、委員長よりお話のありましたとおり、6案用意をいたしました。案1につきましては、検討素材の12ページにございます、ここに記載した案1に該当するもので、中低層の庁舎を展開する案としてイメージ図にしたものです。

案2が検討素材12ページの案2。中高層棟による1棟構成を基本とする案をイメージ図にしたものです。案1'は案1をもとに、一部の建物を8階建てにしたもの。案2'は案2をもとに東側庁舎の北側に中低層部分を配置する案としています。

また、参考案として2案、区民会館ホールを保存する案と東側敷地の既存建物をできるだけ保存する案、この6案を作成したものでございます。

それでは、まず、配置イメージ図、案1をご覧ください。なお、前方スクリーンには案ごとに模型の写真も映し出しておりますので、あわせてこちらをご覧くださいとよろしいかと思います。

まず、配置イメージ案の図の色でございますけれども、青色の実線で示しているものが建物、オレンジ色の破線が広場、緑色の破線が緑地の位置を示しています。先ほど委員長よりお話のありましたとおり、この後、それぞれの案に対する皆さんの意見等を附箋に記入をいただきまして、前方に6枚のボードがありますけれども、こちらに意見を記入していただいた附箋を張っていただく予定でございます。

お手元に、附箋の5色張ってある資料が配られていると思いますけれども、これについては、このイメージ図の色と関連するようにはしております、建物に関するものが水色の

附箋、道路交通に関することはピンク、広場に関することはオレンジ、緑地に関することは緑、その他は黄色の附箋に記入していただきたいと思います。後ほど議論するに意見を整理しやすいということで、このような設定をさせていただいております。休憩時間にも書く時間をとっておりますけれども、私の説明をお聞きしている間、お気づきの点については、随時この附箋にメモをいただくとよろしいかと思っておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

それでは、再度、配置イメージ案1をご覧ください。建物はそれぞれ棟ごとに、ここに階数と床面積を記載しています。右側の欄外には建物の地上部合計面積や広場面積、緑地面積などを記載しています。建物地上部合計面積としては、先ほど言いました4万5,000㎡を確保することを条件としています。案1は中低層の庁舎を展開する案としておりますので階数は5階に抑えています。全体的に分棟型の配置となりまして、その分、空地の面積は減っていきます。

資料5の基本的な考え方に照らし合わせますと、仮に緑地を約6,000㎡確保するとすると、広場は約1,300㎡となり、基本的考え方で示した面積は満たさないということがございます。

実際には広場と緑地は、図に示すように明確に色分けができるものではございませんけれども、各案を比較しやすいように便宜的に色分けをしているものでございます。また、この案では、広場と区民会館ホール並びに広場と国土館大学の広場との連続性、一体性は図られておりません。

次に、案1'をご覧ください。先ほどの案1の東側の敷地のうち、南側の棟を5階から8階としています。これによりまして、東側敷地、西側敷地の北側の棟の階数や規模が抑えられるということがございます。広場については、この分、空地面積が大きくなりますので約2,050㎡となり、また区民会館ホールと広場の連続性なども確保しております。一方、広場と国土館大学広場との連続性、一体性はこの案では確保できていないということがございます。

次に、案2をご覧ください。こちらが先ほどの検討素材の案2に当たるものでございますけれども、法的制限のある中で建物のボリュームがとれる東側の敷地の南側に当たる部分にできるだけボリュームをとるということで8階建ての建物を建てて、基本的に庁舎機能を1棟に集約するという考え方のものでございます。広場、緑地面積は基本的な考え方で示した面積を満たし、広場と区民会館ホール並びに広場と国土館大学広場との連続性、一体性が確保されております。

次に、案2'をご覧ください。先ほどの案2の8階建ての建物ボリュームをある程度抑えまして、その北側に中低層の建物を配置し、東側道路からピロティを抜けて広場に出るといった現在の本庁舎の特徴をある程度取り入れたものでございます。広場、緑地面積や基本的な考え方で示した面積を満たし、広場と区民会館ホール並びに広場と国土館大学広場との連続性、一体性を確保しているものでございます。

次に、参考案1をご覧ください。区民会館ホールを保存改修する場合の配置イメージと

なります。この場合も、先ほど区民の意見もありましたけれども、楽屋で部門の機能を拡充整備が必要ということをご想定しまして、この部分は改築することとしています。

地上部の合計面積については、この既存のホール部分を含んで4万5,000㎡とさせていただきます。この案では、区民会館ホールで床のボリュームが確保できないことで、東側道路側に8階建ての建物を配置しているということとさせていただきます。広場は約1,400㎡となり、基本的な考え方で示した面積を満たしていません。区民会館ホールと広場の連続性は確保していますが、広場と国土館広場の連続性、一体性は、この案では確保できておりません。

また、区民会館ホールの保存については、その他耐震性を向上するための補強や、建物計画上、自由度を向上するための一団地認定の取得などが課題とさせていただきます。

次に、参考案2をご覧ください。第1庁舎並びに区民会館ホールをできるだけ保存し、改修する場合の配置イメージです。なお、第1庁舎については、この案では日影の既存不適格となっているため、これを解消するために現在の地上部から4階に建築することとしてイメージ図を作成しております。

この案では、地上部の床面積の合計は約3万1,400㎡となりまして、面積としては約9,700㎡程度不足するということとさせていただきます。その他、資料5の基本的な考え方を照らし合わせますと地下は3階となります。また、広場面積は第1庁舎のスロープ部分を整備しますと約2,600㎡となりますが、緑地は4,500㎡程度ということと、先ほどの基本的な考え方に示した面積は満たさないということとさせていただきます。

区民会館ホールと広場の連続性は確保していますが、広場と国土館大学広場との連続性、一体性はこの案では確保できておりません。

また、第1庁舎の東側道路沿いに余裕がそんなにありませんので、バス、タクシーベイスのうち、タクシーベイスは北側道路に設置することとしています。

その他、参考案1と同様、耐震性を向上するための補強や、一団地認定が取得できないといった課題とさせていただきます。

最後に、資料6（別紙1）をご覧ください。

今、説明いたしました6つの案を主に工期の面から比較したものとさせていただきます。

表の上2段が仮設庁舎を確保しないという工期を示しています。表の下、欄外に記載しておりますけれども、現在の本庁舎敷地内の庁舎機能部分の面積の合計が約2万3,800㎡あるため、1期工事で少なくともこの面積以上を確保できれば2段階整備が可能ということと想定をさせていただきます。

まず、案1については、1期工事で1万3,500㎡の面積となるため、工事は3段階となり、工期は約6年と想定されます。

案1'は1期工事で約2万2,000㎡の面積となるため、工事は3段階、工期は約6年となる可能性は高いですが、地下部分の使用を工夫すれば2段階、工期約5年の可能性はあると考えられます。

次に案2と案2'は1期工事で先ほどの2万3,800㎡を超える面積が確保できるため、2

段階、工期約5年と想定されます。

参考案1は、1期工事で1万3,000㎡の面積となりますので、工事は3段階、工期は約6年と想定されます。

最後に、参考案2は、1期工事の着手前に中庭に現在の第3庁舎、プレハブ棟分の仮設庁舎を建設しまして、その後、プレハブ棟を解体し、その跡地と来庁者駐車場部分に1期で建物を建設し、順次西側の敷地を3段階で玉突き状に整備していくということを想定しています。

最後に、東側敷地の中庭部分の地下増築工事や第1庁舎、区民会館の改修を行う工事が必要になりますので、あわせまして4段階となり、工期は約7年半と想定されます。

次に、表の3段目は、これを2段階、工期を約5年に短縮するために仮設庁舎の必要面積を記載しております。案1と参考案1、参考案2は、いずれも1万㎡を超える大規模な仮設庁舎がこの場合、必要となります。案1'は、2,000㎡程度の小規模な仮設庁舎が確保できれば2段階整備が可能になるというように想定されます。

また、一番下の欄については、先ほど各案を説明した際に触れた主な項目を列挙しておりますけれども、それに加えて、区民会館の休館期間を記載しております。参考案1、参考案2では約2年、案2、案2'では約4年半と想定してございます。

以上で資料6の説明を終わります。

卯月委員長 非常に難しいご説明だったように思いますが、これから皆さんに各案についての質問等を書いてもらうのですが、書くにあたってはまだ前提がわからないという方がいらっしゃるかもしれないので、私のほうから質問してから、また皆さんからも質問を受けたいと思います。

まず、一団地認定ということと真ん中の道路の廃止とか関係がありますね。その辺の話を少し説明していただきたいと思います。

もう一つは、工期と仮設庁舎の関係をもう少し丁寧にご説明いただいたらありがたいかと思しますので、よろしくをお願いします。

松村施設営繕担当部長 一団地認定につきましては、例えば真ん中に道路があったとしても、複数の棟を一団の土地利用として認定するということによりまして、例えば道路斜線であるとか日影規制というものを緩和して、土地を有効活用、高度利用という制度でございませう。基本的には、既存の建物が残った状態で一体の土地として一団地認定することはできないという考え方が今、示されているので、保存改修する場合はこの一団地認定を取得することができないという説明は先ほどそういう意味でさせていただいております。

工期と仮設庁舎の関係ですけれども、具体的にどのような点でしょうか。

卯月委員長 例えば防災庁舎としての第3庁舎の重要性とその工期の関係と、仮設庁舎というものが初めてきつと出てきたと思うので、仮設庁舎は一体どこにつくることを前提にとか、あるいは決まっていらないのか、そういうことをご説明いただいたほうがよろしいのではないかなと思しました。

岡田総務部長 仮設庁舎ということですが、今、松村部長からご説明した案2'の場合は、新しい建物を建てて、そこに一気に引っ越しをして、引っ越した後にもまた新しい建物を建てるということで、いわゆる逃げ場所というか、引っ越しをして空間をあけて工事をする必要がないということですが、それ以外のパターンになった場合には、工事をするために一時、周辺あるいは周辺ではないかもしれませんが、施設に機能移して、その上で工事を開始するという、仮の住まいを整備するというものでございます。

現在のところ、そういった大規模な仮設を設置する場所については想定されておりませんが、もし例えば1万㎡を仮設が必要だということであれば、そういったところを見出さない限りは、この2段階で工事することはできないということを示したものでございます。こういう説明でよろしいでしょうか。

高谷委員 大変難しくてわかりにくいところもありますけれども、私はまだ改築ステップについてはそんなに精査されていないのかなという気もするのですが、これしかないということかなという気がするの、例えばいろいろな考え方があるのかなと思うのは、参考案2でも免震とか地下改修とか、耐震をいながら東敷地でやって、一部地下も増設することによってプレハブ位のものが入っていけるのではないかとか、あるいはプレハブの北側に駐車場がありますから、そこにさらにプレハブになって恐縮ですが、下が駐車場で使えるようなプレハブにするとか、そうすると、東敷地は免震のレトロフィットというやり方がありますから、そういうやり方をやるとかいろいろやれて、仮設をできるだけ少なくしながら玉突きをやるとか、いろいろな方法があるのではないかなという気がして、もちろん、こういうものは後で検討していくと思うのです。

あと心配というか、私、先ほど言いましたように案1と2あるいはダッシュの問題ですが、設計条件としては全く同じことなので、その形が高いほうが良いとか低いほうが良いというのは、設計者に正直任せても解決する問題で、議論すべきは設計条件なので、案1、2のように5万3,000㎡にして、かつ、今の建物は壊しても良いですよという条件にするのか、例えば参考案2のように少し面積は小さくする。お父さんの書斎は今回我慢しましょう。そして、いろいろな工夫をしながら残していくというようにするのか、そういうオルタナティブをきちっとこの委員会で議論して、区民のあとは審判を待つというか、そういうことかなという気が私はしております。

黒木委員 この前提は、第3庁舎にある防災拠点をまず動かさないということが大前提で練られた案ですね。現在、防災拠点は何㎡あるのですか。

秋山庁舎計画担当課長 約3,800㎡になります。

黒木委員 この間見せていただいたあの部屋が3,800㎡あるのですか。

秋山庁舎計画担当課長 第1庁舎、いわゆる第3庁舎、あそこの建物全体になりますので、あそこがほぼ3階部分になりますので、全体で3,800㎡、割る3といたしましても約1,200㎡強ということになります。

黒木委員 要するに防災拠点が必要だというのは、発災時にそこを拠点にしているいろいろな指令を出したり物資の搬出をしたりとかという、要するに拠点でしょう。防災の本部ですね。それに必要な面積というものが1,200㎡必要だということなのですか。

秋山庁舎計画担当課長 今、言ったとおり、防災の本部という部分、先ほど図表、いわゆる資料4で言いますと災对本部のところ、災対統括部というところがその3階に入ります。これが先ほど言ったとおり、約1,300㎡。そこでこの間、皆様に見ていただいたとおり、プライトホールであるとか、あそこのところにライフラインであるとか自衛隊などが来る。これがまず1つです。

もう一つ、下にいわゆる災対各部というものがありません。災対総務部から始まっているいろいろな部がありますけれども、そこにも当然職員さんがいます。言ったとおり、そこで具体的な指示を出すということになりますので、現在、その機能は第1庁舎、第2庁舎のほうになりますので、当然、1,300㎡プラスアルファというのが当然あります。

以上です。

黒木委員 なぜその質問をしたかということ、要するに防災拠点の第3庁舎がいじれないからこういう案が出てきて、仮庁舎をつくらなくてはならないとかいろいろな問題が出てくるのだと。その問題が他で解決できたら、もう少しプランのやり方というか、工期の考え方、建物のつくり方の順序、そういうものが考えられるのですか。

岡田総務部長 災害対策拠点を移せない、意識した工程をつくらなければいけないというのは非常に今回の場合、重要なポイントでして、今、この間、熊本の地震を踏まえまして報道等でも言われておりますけれども、この本庁舎が耐震上、どれ位の強さを持っているかと言いますと、この第2庁舎、第1庁舎についてはIs値で0.61位です。検討素材のときにご説明申し上げましたけれども、建物で言うと 類程度の強さということで、ただ、災害対策本部があります第3庁舎だけは耐震上は 類相当の強さがあるように改修しております。ですから、第3庁舎にある災害対策本部は他に 類相当、それ以上の強さができる、新庁舎ができるまではそこに置いておく必要がある、そのように計算している、ということでございます。

以上です。

黒木委員 その第3庁舎に置くという理由が、例えばそれによって他の今回の全体のプランの足かせ、手かせ、コスト高、工期延長ということになっていないのかということなのです。それがもし第3庁舎の今、持っている総合防災拠点が違うところでその機能をある程度確保できるとしたら、もう少し違うようなプランが考えられるのではないかと質問です。ですから、第3庁舎ありきではなくて、第3庁舎他で代用できるようなことを考えたときには、どういうメリットがあるかということをお聞きしたいということです。

岡田総務部長 今、申し上げたことにつきましては、災害対策本部、私ども、この本庁舎のところで本部機能を置いて、ここでいざ発災が起こったときには対応しなければいけないというのが大前提だと思っております。最優先すべき課題であって、他にコストで

すとか、他の要素より安全性ということについては、最優先しなければいけないというように考えております。

黒木委員 今、お答えいただいた部長のご回答はごもっともなのです。私はそれがそうでなくて良いと言っているのではなくて、要するに一番最優先しなければならないのを第3庁舎ではなくて違うところで機能が持てたら、もう少し考え方を考える工期とかコストとか配置とかということができるとかという、その辺の検討もなされたのですかということを知っているわけです。だから、防災拠点をなくせと言っているわけではないのです。第3庁舎ありきの防災拠点ではなくて、第4庁舎かもしれないし、そういう防災拠点としての独立したものがきちんと確保が他にできて、その後で本庁舎の整備ということを考えてときに、コストの面、工期の面、機能の面ということがもう少し検討しやすいのではないですかということを知っているわけです。それを検討しましたかということです。

板垣副区長 我々としては、この防災拠点は基本的に本庁舎に置くという前提で考えております。ですから、今おっしゃったのは第3庁舎及び防災拠点をどこか別なところに一旦置くようなイメージでおっしゃっていますか。

黒木委員 敷地で良いのです。

板垣副区長 敷地と言いましても、現在、本部機能として対策本部を置いているわけですので、それを一々この庁舎のローテーションの中で回すことは、我々は不合理だと思っておりますので、今の第3庁舎にある対策本部機能を庁舎の建て替えの際も、その機能はしっかり果たさせていく中での建て替えのローテーションを考えないといけないというのが前提として考えさせていただきました。

先ほどゼロベースというお話が黒木さんのほうからありましたのでこの場をかりてお話しさせていただきますが、昨年9月に議会に対しまして私ども検討した結果、中低層というイメージを出させていただきました。そのときにいろいろ議論がありまして、その際の議論の中で、そのとき出しました中低層にこだわることなく、今後、検討委員会等で検討いただくということを区長からも発言いただいて、その意味で第1回のときにゼロベースで考えていただきますというお話をさせていただきました。

ただ、この中に案1、案2ということでの中低層あるいは構想のイメージというものを提出させていただきましたので、それをある意味イメージを出していかないと議論にはならないだろうということで、委員長からもある意味、イメージングを出していただきたいということだったので、本日、6つの案、それは案1、案2の他に、参考案1、2まで出させていただきましたけれども、そういう面では、この間の皆さんの議論も踏まえて案を出させていただいているということですので、その出てきたものが突然ではないかというご批判は、私どもといたしましては、この案をもってまた議論をいただいて議論を深めたいと思っております。何かガス抜きというようなご発言もありましたけれども、それは大変私どもとしては心外ですし、委員の皆さんに対しても失礼な発言ではないかと思っております。

以上です。

卯月委員長 この辺にします。この後の議論ができなくなりますので、皆さんに書いていただいて、その後も引き続き議論することができますので、ここでやめたいと思います。

ただ、休憩の前に小林先生から一言と言われているので、小林先生の後、休憩に入ります。

小林委員 とてもいろいろ議論があって、問題の構造がよくわかってきたので、ありがとうございます。先ほどお話がありましたけれども、発注をするときの大きな予見として、更地にするのか、それとも既存建物を残すのか、これは大きく違うので、その辺が大きな考えとして議論すべきだというお話がありました。もっともだなと思うのですが、更地にする場合でもいろいろ議論がありましたが、道路が残っている場合と残っていない場合と全然違うような気もしますので、しつこいようですが、ぜひ道路のことは考えていただければと思っております。

2点目、それはむしろ言いたいのですけれども、既存の建物を残すということを前提にして、それができない理由と考えたときに、それをできない理由として今、説明されておりますのは、耐震化ができるかどうかでも何でもないのでありまして、実は緑地が足りないということと、地下3階になってしまうということ位でしかないようにお見受けしたのですが、それは有名な前川さんの貴重な建物でもありますし、建築的にモニュメンタルだというだけではなくて、いろいろな思想が込められている建物だとお見受けしますけれども、それを維持できなかった、もちろんリノベーションしてスケルトンまですればきれいに使うことができると思うのですけれども、それができなかった理由として、先ほど挙げましたような地下3階になるとか緑地が足りないというのは説得的ではないなと思うので、それで質問したかったのです。

地下は結局掘れば掘れるのだと思うのですけれども、緑地のことについて言うと、これは地面でなければ絶対ダメなのではないでしょうか。緑地の割合を決めてらっしゃるのは世田谷区自身でありますので、その解釈を聞いたかったのです。ここは屋上がすごく広くありますので、そういう意味でここに不足分6,000㎡をとりたいという緑地が屋上であってはいけないということが決まっているのでしょうか。これを質問したかったところです。要するに残せない理由がそれだけ位しかおっしゃっていませんでした。

松村施設営繕担当部長 緑化については、緑化基準上は屋上緑化も可です。区の姿勢として一般的にできるだけ地上部緑化を民間建築物でも指導している立場もあるので、まずは地上部で緑化をするということを目標にしましょうということを書いております。ですから、先ほどご意見もありましたとおり、他との関係で一定の割合は屋上緑化でも良いのではないかということもあるかもしれませんが、今までの区の姿勢として、まずは地表緑化を目標にしたいということでございます。

官尾委員 委員長、申しわけないのですけれども、全体的なことなので。

卯月委員長 短めにお願ひできますか。

官尾委員 何を申し上げたかったかという、この委員会というのはあくまでも整備基本構想に対する検討委員会。この素案をいただいて、それについて意見はどうだということをお求められたとっております。常に我々としては、その提案されたものについてのどちらかという、定量的というよりは定性的な意見だと思うのです。今回、こういう6案が出たことについて、高谷先生は、全体の面積、全体像を決めるのが重要なのだということをおっしゃっています。ただ、大体面積というのはどうやって決めるかという、どういう機能とどういう機能とどういう機能がどれだけ必要だから、それで合わせてこれだけの面積が要するのですよというご提案があって、初めてここにこれは要らないのではないかとということで増えたり減ったりする、あるいは使い方がどうだということになります。

ところが、今回は、その6案は出てきましたけれども、そういうものが何もなしで我々一般区民委員が、さあ具体的意見を述べよと言われても定量的な意見は出せないと思いません。それで今、ぜひとも思ったのが、今5つ紙がありますけれども、これは書きようがないですね。比較をしていないわけですから。今日いただいたばかりで、他の意見をする中で、休み時間もあるからそのうち考えろと言われても、こういう言い方は失礼ですけれども、先生方は事前にこういうことをやるよということで打ち合わせがあったのかもしれませんが。我々はこの場で今日配られて、いろいろな色の紙をもらって困ったなど。もしでき得れば次回までにまとめてこいと、あるいは書類で出してくれということであれば考えられると思います。

今のこの資料を読むだけでは、私ですと理解するのに恐らく5～6時間はかかると思うのです。ですから、この短い時間で意見を出すというのは、申しわけないのですけれども、出すと言われたらよくわかりませんと言うしかない、私はそう思っております。

以上です。

卯月委員長 これから休憩に入りますが、今までのご意見をお伺いして、6つの案のそれぞれについてのご質問、ご意見ではなく、総合的に床面積についてとか、あるいは広場についてとか、改築ステップ、工期についてとかという個別の案ではなく全体の話でも結構です。今、模造紙は用意しておりませんが、休憩時間中に用意をいたしますので、今、こういうわかりにくい説明で申しわけなかったのですが、今の段階で疑問を持っていたり質問したいということは可能な範囲でやっていただいて、出していただけたらと思います。休憩時間の後、議論して、もしもたもう少し時間が必要だということであれば、また次回に向けて判断したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、20分休憩をいたします。この20分の間に、事務局の方がこの模型の周りにいらっしゃいます。したがいまして、附箋を書いていただいたり、その6つの案の模型がありますので、入れかえたり等々をしていただき、模型を見ながらご質問を考えていただくということでご協力をお願いいたします。

それでは、今より20分休憩いたします。

(休 憩)

卯月委員長 それでは、そろそろ書いていただいたものを前のほうに来て該当のところに貼っていただけますか。事務局の方、模造紙のところにおいて受け取って貼ってください。それぞれの案のところに貼っていただいて結構ですが、もし全体のことであれば後ろに新たに模造紙を用意しましたので、そちらのほうに貼っていただければありがたいです。1枚でも2枚でも結構です。

それでは、途中でも結構ですので、書き終わった附箋だけでも貼っていただいて、議論の途上でもまた新たな意見を書いていただいても結構ですので、よろしく願います。事務局の方、各委員を回って集めてきてください。そろそろよろしいですか。

それでは、これから進行は副委員長の齋藤さんにお手伝いしていただきたいと思いますので、マイクを変えます。

齋藤副委員長 皆さん、いろいろ書いていただいて、どうもありがとうございます。

それから、各案に対して意見を書くというのは本当にとっても短い時間で難しいことだったと思うのですけれども、各案が良いか悪いかというよりは、皆さんからたくさんなるべく意見を出していただくことができるようにということで、ポストイットに書いて貼っていただくという方法をとらせていただいております。

まず、どんなご意見があるかというのをざっと紹介した後に、こちらの全体に対する意見というのもありますので、各案ごとの意見が全体に対する意見ということに集約されていくようになるのではないかなと思っております。では、こちらの案1から見ていきたいと思えます。

案1については、現在のものと余り差がないのではないかというご意見。全面改築なのにメッセージ性がないのではないかというご意見が建物に対しては出ています。

今、追加をありがとうございます。ホールと広場との連続性が乏しいのではないかというご意見が今、追加されています。こちらがホール、真ん中のところに広場がある。割と現在の配置イメージに近いものでございますね。

広場が狭過ぎるのではないか。国土館大学との一体性がないのではないかというご意見がありました。

緑地については、緑地、ケヤキ並木の保存のバランスが良いと思いますという意見。緑地が建物の足元だけに限られているというご意見が出されています。

これをブラッシュアップした案というのが1'なのですからけれども、それに対してのご意見です。

広場が暗くなる。建物が多くてわかりにくいのでは。1、こちらに比べると建物が高い点は残念。その割に緑地が少ない。建物が高い割に緑地が少ないというご意見。

ホールと広場の関係性は良い。ピロティを介した囲み空間を達成できる。この点々で書いてあるところに対する評価がありました。

広場に対しては、広場の場所が分断されているのではないかと。なるべく1カ所にあったほうが望ましいと思う。国土館大学との連続性、一体性がないというご意見。

2、緑地については、広場と緑の関係性が乏しいというご意見が出されております。

案2のほうです。こちらについては、いろいろ意見が分かれた形で出されております。建物が2棟だけに集約されることで広場や緑地空間が広くとれるのは良いと思うが、8階の建物が高過ぎるのではないかと。周りの景観を損ねてしまうのではないかと。区民会館部分は生かす形で新庁舎の整備を検討していただきたいというご意見。景観が悪いというご意見。シンプル・イズ・ベスト、利用しやすいイメージ(区民にとって)。南側8階の建物が道路の反対側の住民と格差がある。住民の理解を得られるのかということ。現在の区役所の空間のイメージが全く違うようになってしまう点で残念。広場が広くヒートアイランド化してしまうのではないかとというご意見です。

8階は高いのではないかと。5階位で...というご意見です。

道路交通について、歩行者自転車専用道とすることで、東西広場の一体利用も可能となる。道路以外の機能が期待できるというご意見。

広場については、発災時に広場の確保はオーケー。広場が広く、開放感があると思います。東西広場を一体利用が可能、国土館大学との連続性が良好。

緑地について。連続的に緑地が確保できて良い。広場と緑の関係が良い。その他で、2段階整備が可能な部分に魅力というご意見が出されています。

おおむね高さが高いということに対する景観上どうかというご意見と、広場が大きくとれるので良いというご意見、両方ありました。

案2'、こちらは周囲との連続性がないので最悪である。建物の高さの多様性が空間に対する調和もたらせるのか。シンプルで悪くない。この案であれば東側敷地北側の第1庁舎はスケルトンしてリノベーションの形で維持できるのではないかと。ホールと広場の連続性が良好で、ピロティを利用した空間が可能という点です。こちらの案では良い評価と悪い評価が分かれております。

道路交通については、歩行者自転車専用道とすることで、分散した広場の一体利用が可能なのではないかとというご意見です。

広場について、発災時の広場利用がある程度機能するのではないかと。広場と国土館大学の連続性が良いというご意見です。

緑地について、広場と緑の関係性が良い。

その他、2段階整備が可能であることが魅力というご意見が出されております。

参考案について行きたいと思っております。

建物についてでございます。道路への圧迫感がある。こちらの部分でしょうか、まあ可もなく不可もなく。ホールのみ保存で、ホールはもっと現代化するのがよく、区民ホールは西側としてここは内部を執務室として使うべし。

広場について。国土館大学との一体利用ができない。

緑地について。区民ホール保存、緑地は西側棟の1階部分を一部地下化し、そこを充てて緑化可能。緑地面積が捻出できる。もう一つ、緑が建物の裏に隠れてしまっているというご意見がありました。

参考案2、6案の中ではベスト。東棟と西棟をつなげる西側プランを再検討してほしいということです。コストは抑えられそうなイメージ。東側地区全てリノベーション案。第1庁舎だけのリノベーションでホールは改築でも良いのではないかと。面積が不足する問題。教育委員会など別の場所になっても良いのではないかと。もう一つ、居ながら免震耐震工事を他と並行して行うなど工期も工夫できそう。案1から2'を見た後、参考案2を見るとほっとする。ぜひ知恵と工夫を積み重ねて実現したい。

道路交通について。区道の廃道はぜひ前提条件としてほしい。タクシーベイとバスベイが分離されており、好ましくない。

広場について。一時避難もできるだけ他の場所にさせていただくなど、お願いできないだろうか。日頃の訓練などで住民にお願いできないかということでした。国土館大学との連続が乏しい。

緑地について。世田谷区のシンボルであり、区民の憩いの場としても現在の緑地面積を残すことも大切だと思いますが、区庁舎の災害時の本部としての役割、避難所、避難場所と考えると、緑地面積は減っても庁舎の必要な面積を確保することが大切だと思います。

東側敷地リノベーション保存案。緑地は西側敷地で確保できると考えています。緑地不足は制約条件ではない。もう一つ、緑が建物の裏に隠れてしまっている。広場に緑がない。

その他、工期が長過ぎるというご意見が出されています。

全体に対するご意見がとても多いのですけれども、整理をまだしていないのですが、まず、必要な面積は4万5,000㎡なのではないか。減少させるための工夫はあるのか。これは資料5のところで説明があった前提条件に対する皆さんからの質問が出たことを書いてあります。

あと地下3階というのは可能なのかどうかということです。それに関係するのであれば幾つかあるのですけれども、駐車場だけではなく、もっと地下を有効に活用してはどうだろうかというご意見があります。

あと高さについてのご意見です。これも資料でのQ & Aで出た意見で、近隣住民にとって33mの高さは高いのか、どうなのかというご意見です。それに対して、建物の高さ、配置は案1がよろしいのではないかとというようなことですか、そういうようなことが出ております。

高さの問題で、区民会館が3層、議場が2層というのは妥当なのかどうかということも出ています。周辺地域の住環境を考え、低層の建物が望ましい。これは高さの問題ですね。

区民会館ホールは建築家の思想や文化的な建築、建造物として尊重し、思想は残すべきだが、必ずしもホール利用にこだわらなくても良いのではないかと建物の機能の話です。保存と機能の話が出ています。

もう一つ、既存庁舎を残すのであれば、庁舎とホールを残すべき。今あるものをどうするかというご意見でございます。

こちらの道路交通についてもたくさん意見があるのですけれども、大変多いのが、真ん中の区道に対する意見なのですけれども、道路を確保するか廃止するかということと、あと自転車道、歩行者専用道などとして車の交通は日常を制御して広場と一体的に使ったらどうかというご意見が多いと思います。

この辺がそういう意見なのですけれども、読み上げていきますと、道路がないほうが自由に広場や緑地が設計できますということです。いずれの案でも区道を緑地、広場、道路に転用できればと考えています。建築基準法上の道路の確保ではなく、通行可能敷地で十分かと思います。自転車歩行者専用道路にするなどにより、敷地を一体的に使用できる方法を検討してほしい。ランドスケープの観点からも、道路も広場と一体的な見え方になり、通常は一体的に使用できる。子供連れや高齢の方のための優先駐車場のようなスペースを少しでも確保したら良いのではないか。これは少し違いますね。

敷地内の道路は廃止もしくは付け替えして有効な活用を考えた方が良い。区道は廃止したほうが土地の効率的な活用が図れる。手続については先行して行うことで工期への影響を免れることができるのではないか。これは廃止する場合の意見でございます。

バスベイとの関係ですけれども、バスベイは地下へは持っていけないものでしょうか。道路も狭いし、ケヤキ並木の側に整備されることが少し悩ましい。バスベイに対するご意見がありました。

動線の問題ですけれども、各案の中にも出されておりましたが、発災時には、国土館側、くぬぎ公園及び補助154側の双方に避難者が移動できる導線を確保する必要があり、その点を考慮した広場と庁舎等の配置を考えるべきというご意見も阿部委員から出されています。

広場機能についてですが、これとこれは合わさったご意見が多いです。それ以外のことがこちらには書いてあります。広場は地域内輸送拠点でもある国土館大学と一体的であるべきではないでしょうか。配置ですね。ピロティと広場についての意見が出ています。現在のピロティとそれによって光と風をとらえている構造は、密集した市街地においては非常に重要。通常時と災害時の機能の面からも、広場機能と一体となったピロティを整えることができると良い。また、災害時の周辺からの避難者、物資集積や荷捌きのスペースなども考慮し、なるべくまとまった広場があるほうが良く、それを前提としたうえで、広場の分散配置を可とするのがよいということが阿部委員からご意見が出されていました。

あと広場と緑地についてのご意見です。阿部委員の意見が多かったのですけれども、広場と緑地を分けて考えるのではなく、空間デザインとしては一体的に考えてほしい。こちらのほう、広場も緑地も兼用する形で緑地化されている場所が広場活用（集まったり休憩したりするスペース）ができると良いと思うし、広場も可能な限り緑化することでスペースはかなり確保していけるのではないかと思いますということです。広場と緑地を分けないうで考えられるのではないか。

もう一つは、郷土の風景という視点で、現在の敷地が斜面地であることを記憶するようなデザインもありうる。広場と建築物を重層的に配置することができ、敷地面積を有効に使うことができるというご意見が阿部委員から出されています。その他全般に関するご意見です。最初の部分は皆さんの資料5に対する質問のところからピックアップしています。まず、既存の建物を解体することについてのCO₂の発生についてはどうなのか、考慮すべきではないかという資料が出されました。

もう一つは、災害対策本部は、改築工事中は他で代用できないのかどうかというような議論もありました。

改築のステップについてもいろいろご質問が出ました。この中では、各案の工費を比較するようなものが欲しい。これは改築スペースにもかかわってくるのではないのでしょうか。こちらも予算のことですけれども、各案予算が示されていない。やはり区民はお金のことが気になるのではないかということです。

あと保存か否かということに対するものです。歴史的建物として前川氏設計の庁舎を残す方向で考えてはどうだろうか。また、説明の中でありましたが、保存の場合、緑地面積が足りないというのは克服できるのか。地下3階ができないとか、必要床面積が足りないというものに対する工夫はできるのかどうかというような質問が出されています。

大体このようなご意見が出ていますが、大きく分けて、意見が分かれているところがありますね。建物のボリュームのことについては意見が分かれています、広場がたくさん確保できるということは良いのではないかという意見と、周りに対して圧迫感があるのではないかという意見が両方出されています。

真ん中の道路については、大体皆さんの意見が一致しているようなのですけれども、広場と一体的に使えるような通路空間として工夫できないだろうかというようなご意見が多かったです。

以上です。

これに対して、さまざまなご意見が出されているのですけれども、さらに議論を進めていきたいと思うのですが、この建物についてのところから行きますか。現在の面積の前提条件のボリュームについていろいろご意見が出されているのですけれども、そのことについてもう少し質問したいとか意見を言いたいというようなことがありましたら移りましょうか。

卯月委員長 ありがとうございます。

時間短縮の意味で、皆さんに挙手していただいて書くよりは少し時間短縮になり、全体の意見は大まかに理解したと思います。

今、齋藤副委員長が言われたように、1つずつ次回に向けて宿題を挙げていきたいと思っています。

まず建物について。地上面積4万5,000㎡ということ、案1、案1'、案2、案2'では前提といたしました。今、保留になっているのは、世田谷総合支所が三軒茶屋のほうにス

ムーズな形でうまくいけば4,000~5,000㎡でしたか、何㎡でしたか。

秋山庁舎計画担当課長 5,300㎡です。

卯月委員長 5,300㎡位減る可能性がある。もう一つは、主な執務空間は地下2階までというようにしていましたが、ひょっとして地下3階まで部分的に入れれば、地上部分の4万5,000㎡は今、マックスでもちろんやっています。安全圏を見込んでいるわけですから。もう少し減るかもしれないというようなことは検討の余地があるかなと聞いていて思いましたが、部長、現段階で、次回に向けて少し検討の余地はありますか。

松村施設営繕担当部長 先ほどご説明をさせていただきましたとおり、庁舎機能部分を約1万5,000㎡は駐車場を除いて地下に可能とするということで、2万7,500㎡を地下にとるという設定をしています。したがって、参考案2を除けば、地下2階でも地下に2万7,500㎡をとれるという判断です。参考案2は地下3階にしなければとれないのです。地下の階数ではなく、2万7,500㎡以上を地下に入れられない限りは、地上部は減らないということなのです。今、想定している内訳としては機械室約4,700㎡、更衣室、休憩室で約2,000㎡、食堂で約1,000㎡、倉庫で約2,000㎡、会議室が全体の2分の1程度で約1,100㎡、共用部で35%程度の約3,500㎡等で約1万5,000㎡という数字を出しています。ですから、事務室等で、執務室で一部例えば傾斜地等をうまく使って、多少は床をとるということは可能かと思うのですが、おおよそシミュレーション感じではせいぜい1,000㎡位かなと思っていますけれども、その分、もう少し詰めていければもう少し検討したいと思います。

卯月委員長 もうだんだん細かい数字の話になってきていますが、我々もそれほど検討の時間はありません。7月の末までに6案のどれが良いかということではなく、設計と条件として床面積、地上部分の可能な面積等々は数字として出さないと次のステップに行けないのでしつこくお伺いしてしまうけれども、では、世田谷総合支所の三軒茶屋移転ということ、将来ある程度まだわからないから入れておきますということだったのだけれども、今回の7月末に出すときに除くことはできるのですか。

岡田総務部長 7月末の時点では、除くことは不可能だと思っております。前回の資料の中で基本設計に入る前には確定するというので記させていただいていると思いますが、そのスケジュール感でやっております。

卯月委員長 わかりました。

では、7月末の我々の報告書を出す段階では難しいけれども、太字でなお書きとか位に、十分その辺は検討してほしい、さらに進めてほしいということを書くべきではないかなと今日の段階では思いました。それを含めて次回の宿題にしたいと思います。

高さ、周辺の建物、国土館とか世田谷合同庁舎、それを含めて全体で見ると33m位をマックスにしよう。それまではもう少し高くても良い、9階建てという案も庁内で検討されたと思いますが、少し低めて8階建てまでと出しました。ただ、8階というのも高いのではないかというご指摘がありました。この8階建てが高いのではないかというご指摘に対しては、今の建物の床面積との関係がありますので、一緒に検討するべきだと思います。

この中では書かれていなかったようですが、特に案1とか案1'でしたか。あるいは参考案1もそうだったかな。ケヤキ並木沿いの風景を守るということを前提で全部やっていますが、区民会館のこれですね。ケヤキ並木がこちらに来るのは良いけれども、そこに8階建ての段々のこんなものが建ってしまう。これは幾ら何でも長過ぎると思います。したがって、ボリュームというのは高さと言さず長さということを含めて考えたほうが良いので、これも含めてどのように、仮にこの長さがあってももう少し圧迫感を感じさせない工夫をすべきだということに世田谷区の風景づくり計画の手引きに書いてあると思いますので、こういうことをもし可能にするならば、この辺も十分配慮があるだろうということで、これも次回までの宿題にしたいと思います。

さて、次の道路であります、なかなか一団地認定の話と道路の廃止、付け替えというものがまだきちっと連動した感がないのです。本当に廃止なり付け替えをするとメリットがあるのかどうか。感覚的には道路ではないほうが良いというように私もそう思うのですが、本当に付け替え廃止できにくいわけですので、やることによって何のメリットがあるのだろうかというのは今日の説明だけでもわかりにくかったので、どうでしょうか。次回、その辺をもう一度説明していただけますか。それとも今日説明していただけますか。

松村施設営繕担当部長 今、説明できる範囲のことをご説明させていただきます。

意見も幾つかあったと思うのですが、例えば自転車歩行者道などにして一体的利用ができるのではないかとというのが幾つか意見としていただいておりますが、これは道路法の道路を廃止しなくても道路法の道路のまま自転車歩行者道とすることによって、日常的に使い勝手を一体的にするということは可能だということです。

道路を廃止することによる最大のメリットは、敷地が多少ふえるということもありますが、地下部分を東、西、敷地ごとではなく一体的に地下が使えるようになるというのが多分一番の違いになると思います。

以上です。

卯月委員長 それでは、先ほどの地下部分をどのように増やすかということと大きく関係しそうな気がしますので、もう少し次回までに検討したいと思います。

さて、広場と緑地、なかなか分けにくいですが、一体のものとして考えましょう。もちろん大前提として、今回の広場は熊本の震災を我々はきちんと検証して、世田谷区でも起きたときにどうなるのかということを見ると、やはり国土館広場との連携。面積だけクリアすれば良いということではなしに、きちんと場所と機能について確保しなければいけないということです。そう考えると、全ての6案がその立場から成り立つかということ、それも不安な気がしますので、もちろん面積が必要ではあるけれども、どの場所に確保し、かつ、平常時の役割と発災時の役割をもう少し明確にしてほしいというように思いますが、そんなところで良いですか。大丈夫ですか。

齋藤副委員長 はい。特に隣接する国土館だとか若林公園との連続性みたいなことについてご意見が出ております。

卯月委員長 特に感じますのは、北側の道路ですね。国土館と現敷地の間に1本道路が入っておりますので、いざ発災時のときにその道路がバリアにならないようにどのように確保できるのかということもきちっと実際に設計するときに考えなければいけないことだと思っています。

齋藤副委員長 あと阿部委員のメモにあったのですけれども、広場の機能を少し考えると、分散配置というものもあるのではないかなというご意見が書かれていました。

卯月委員長 紹介が遅くなりましたが、今日、阿部先生はご欠席なのですが、皆さんの机の上に1枚のコメントがあります。紹介する時間がなくて恐縮でしたが、その内容についてはこの附箋に齋藤副委員長に書いていただいて今、入れたのでこういうご紹介をさせていただきます。もちろん分散でも良いけれども、きちっと平常時の機能と発災時の機能を明確にしておこうということが重要かと思っています。

あと小林先生からもご指摘がありましたが、当然、地上部分に緑地を確保するということは、前提ではありますけれども、屋上部分の緑地もそれなりに価値があるし、効果もあることはすでに証明をされていますので、ただ置くだけではなく、屋上部分も場合によっては発災時に使うのかもしれないし、場合によっては日常時も何かで開放しているという庁舎もありますので、単に緑を置くだけではなく、その屋上の部分も含めて一緒に広場、緑地の面積、機能を明確にしようかなと思います。

さて、この辺はないですか。これも先ほど申し上げました広場と緑地は、広場が皆さんの使える空間で、緑地は緑が埋まっただけ土というものが一般的ですが、余りそういう分け方をしないで、イベントができる場所にも緑が欲しいですし、きちんと緑だけで確保しなければいけないところもあるでしょうから、法的な広場と緑地という分け方は少し置いておいて、もう少し平常時と発災時の区民利用という視点から少し整理をしてほしいと思います。この位で良いですか。

あとこれは難しいですね。要は第3庁舎が災害対策本部になっているので、もうできる限りこれから改築を繰り返していく中で第3庁舎の確保というのか、あるいは防災対策本部としての確保は、もうこれは絶対条件だということは皆さんにご理解いただいています。ただ、そのときに、黒木委員からもご指摘があった、だからといって、絶対にあそこなのかということについては、まだご理解を全体がいただけていないということもあると思います。もし全体的な建てかえ工期、コストということを考えて、最初にどこかに持ってってしまうなどということがもしあるとしたら、もうそれでも当然コストはかかるわけですから、そのコストも含めて全体のコストというようにしなければいけません。その検討をもししていないのであれば、その検討もぜひしていただきたいということが出ていますので、それも含めて次回にお願いしたいと思います。

あとなかなかわかりにくかったのですが、6案の改築プロセスというものに一番長いものだと7年かかるとか、短いものだと4年で第2期、第3期、第4期などと非常にわかりにくいのですが、実はこれは次回の検討のテーマでもありますコスト、事業計画というス

スケジュールにも関連してきますので、これは今日、全部お話できないので、次回の主たるテーマである工期とコストも含めて少し議論したいと思います。よろしいでしょうか。

もう一つ、最後になりますか。保存か否かということです。ここは意見の分かれるところだと思いますので微妙なのですが、要は基本的考え方というものを1～5まで提示しました。その後、今日、資料5に提示されているように、この後、設計者の選定に入るときに、一応こういう考え方でやってほしいというように明確に示すときに、できる限り現庁舎を生かして、現庁舎の魅力を生かして計画をしてほしいという程度の表現から、もっと踏み込んで第1庁舎の保存というようなこと、あるいは区民会館の保存というような一部になるかもしれませんが、そういう文面、文案をどのようにするかということだと思います。

明確に第1庁舎を保存する、明確に区民会館を保存するというのはなかなか現段階では書きにくい。面積のこととか工期のこととか考えて書きにくいというように判断いたします。ただ、それは次回に持ち越したいと思います。いわゆるどのように資料5、第1、基本的な考え方、1番目から5番目のところに既存庁舎の保存についてどのような書きぶりができるかというのは、もうかなり文章の世界になってしまいますし、要は我々の委員会から新しく設計をしていただく方々に対するメッセージになりますので、この辺は慎重に次回、表現を含めて議論をしたいと思います。

そのように今日皆さんのご意見をお伺いして、次回に向けて発言をさせていただきました。ただ、この段階で何かご意見があればぜひお伺いしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

高谷委員 最終的なアウトプットについて、委員長のお考えを一度伺いたいと思うのですが、この委員会で何か1つに絞らないのですね。ですから、設計する側がコンペでも参加する場合に2つの種類があって、先ほど言った府中市のようなタイプのコンペもありますし、あと最近ですと大多喜町というところは建物を残しなさいということをしたコンペもあったのですが、それはどちらかにしてあげないと実際にはできなくて、曖昧にすると表層だけちょろちょろと今の雰囲気が残りましたよみたいな非常に変なことで、本当にそんなことをやったら笑われると思うのですけれども、そういう案が出てきたりする可能性もあるので、やはり委員会としては、もしまとまらないのであれば2つの考え方があって、もし残そうとすると大変大きなデメリットがあるというのであれば、それはそれで良いと思うのですけれども、そういうことをきちっと書いて、それで区民が選択するというのが私はこの委員会の仕事なのかなと思ったのです。もちろん決められたら一番良いと思うのですけれども、今の感じから言うとなかなか難しいのかなと思ったのです。ただ、曖昧なのが一番いけないと思うのです。

私、そんな気がいたしましたので、委員長のお考えもお伺いしたいと思います。

卯月委員長 私だけで決められないというのが難しいところなのですが、質問が出ましたのでお答えします。

今日の6つの案の検討は、あくまでも設計者に対する妥当な設計条件をつくるために検討して、各案のメリット、デメリットを各委員から出していただきました。これを踏まえて基本的考え方の1～5をもう一度見直したり、あるいは資料5の床面積、高さに対する考え方、道路に対する考え方、もう一度見直して、そこに数字を当てはめていきたいと思いをします。

同時に、歴史の継承とか、そういう項目が述べられております。私個人としては、歴史の継承という表現は現段階では弱いと思っています。いろいろな事情を勘案すると、もう少しケヤキ並木を含めて、それから、中庭の機能を含めて、前川先生がつくられた当時の思いを残すほうが世田谷らしいと思っていますので、どのような文章をそこに書き加えたりすることによって、より設計者に我々委員会の意図がうまく伝わるか。高谷先生もおっしゃっているように、ある程度設計者の能力によるところが多いわけで、コンペかプロポーザルかわかりませんが、なるべくたくさんの設計者がこの難しい課題に取り組んでいただいて、その案をまた委員の中でもみながら、これは良い、これはちょっと問題だということ踏まえて案を決定していく。そのように設計者に、これは難しい課題だけれども、こんなアイデアがあるよというように出していただくために我々の基本構想がつけられるということを目的にしています。

ですから、曖昧にするつもりはありませんが、ただ、ある程度の方向性を、確実にどこどこを保存するとは書けないと思っています。だけれども、何が一体、前川先生がつくられた世田谷の区役所、区民会館の魅力なのかということはきちんと書くべきだと思っています。でも、それは文章の世界になってしまうので、次回、また事務局と相談してお出ししますので、そこで議論をしていただけたらと思っています。

黒木委員 書かせていただいたのですけれども、東棟と西側とどこかでつないだほうが良いと思うのです。地下ではつながっていると思うのですけれども、地上2階の部分でつながって職員が使いやすいように、一々外へ行かないで使えるような形でつないでおくべきだと思います。その意味でも、道路の上をまたぐような形になるわけですが、そういう意味で重要なブリッジになると思うのです。そこからいろいろ下を見下ろしたり、その中間で休憩室があったりとかいろいろなことが考えられるので、やはりそのつなぎの部分が必要だと思います。

それと前回の最後のほうになったのですけれども、駐車台数は公用車が170台、一般が80台で、250台で1万500㎡必要だとなっているわけです。この公用車が本当に170台これから必要なのかどうかということ。具体的な数字を示していただきましたけれども、その利用率の問題、もう少し自転車で動けるのではないかと、そういう公用車だけに頼るような移動がどの程度行われているのかということも含めて、これも面積にかかわりますので、公用車の利用ということをもう少し皆さんで検討したほうがよろしいのではないかなと思います。

以上です。

卯月委員長 では、公用車の利用率についても、わかる範囲で出させていただきたいと思います。

官尾委員 全体の面積についてなのですが、先ほども委員長は7月末の回までには、規模については決めたいとおっしゃられた。議論で出ているのが、資料5の5万3,000㎡についてのいわゆる世田谷総合支所が動くかどうかということだけです。一番大きいのは、行政機能の4万7,300㎡。先ほどごく一部だけ、例えば食堂が1,000㎡ということがありましたけれども、この部分についても、現在がこうで、機能的にこうこうこうだから新しいところではこれだけ必要なのだという大まかな数字を示していただけなのかどうかです。でなければ、4万7,300㎡、そうですかということになるわけですから、その辺をご質問したいと思います。

卯月委員長 床面積については、今日もう一度戻しましたが、前回一応ご説明をいただいてご提示いただいたという理解をしています。

官尾委員 失礼しました。

卯月委員長 その他、何かございますか。よろしいでしょうか。

では、時間になりましたので、もう一度、その宿題のことについては繰り返しませんけれども、今日いただいた質問、意見、宿題をもとに少し事務局と相談して、次回、事業計画を含めて議論したいと思います。

その後、実はこの基本構想の検討委員会の中間報告というようなものをまとめまして、7月13日に、我々のこのような議論をまたできる限り多くの区民の方々にお伝えして、また、その区民の方々からのご意見を聞いて、修正すべき点は修正するというプロセスを経ることになっておりますので、7月13日に向けて、今、鋭意作業を事務局のほうにさせていただきたいと思います。このくらいでよろしいでしょうか。

では、事務局にマイクをお戻しします。

秋山庁舎計画担当課長 それでは、事務局から事務連絡ということで幾つかご連絡をさせていただきます。

次回でございますが、6月25日の土曜日、13時半からになります。場所はこちらになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今、委員長からもありましたとおり、7月13日の水曜日の18時半、午後6時半から集會室にて本検討委員会の報告会的なものを開催する予定でございます。今、委員長からもありましたとおり、その内容について、現在、事務局のほうで鋭意精査をしているところでございます。なお、各委員の皆様の方にも、どういう形かは今、検討しておりますが、ご出席がいただければと考えておりますので、次回、6月25日のときに、各委員の皆様にご予定につきましてお伺いしたいと思います。

また、7月13日でございますが、今回7月13日にやるということで本委員会のほうからご了解いただいたということで区民の方に幅広く周知をいたしまして参加をしていただきたいと思いますので、この後、準備が整い次第、区民の皆様の方々に周知をいたし

ましてご参加のご応募を始めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

卯月委員長 最後に、本日の検討委員会の議事録に署名をいただく委員をお話しすることを忘れていました。私の他に、区民委員の名簿順にしがいまして、多委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

多委員 はい。

卯月委員長 ありがとうございます。後日、事務局で議事録を作成されますので、内容を確認されて、次の検討委員会の際にご署名をお願いしたいと思います。

それでは、本日はこれで検討委員会を終了いたします。どうもご協力、ありがとうございました。